

TOPIC

重い企業の労災責任 欠かせぬ万全の対策

長時間労働やストレスが増大する作業を放置していたり、人体に害のあるアスベスト作業を長年続けていたなどで、企業に損害賠償を命じる判決が続いています。最近の労働事情の中で、企業の労災責任はどうあるべきかを考えてみました。

◇事例1：大手広告代理店に入社したAは、40社に及ぶ広告主への営業を担当するかたわらコンサートなどのイベントの設営にもかかわり、本来業務につくのが夜8時を過ぎてからになることが常態化していた。それでも間に合わないAは、日曜日仕事に出かけ、入社から1年5か月間に有給休暇をとったのは半日だけ。日々の退社は午前2時以降になることが3日に1度あり、睡眠時間は30分から2時間30分程度だった。入社翌年、「人間としてもうだめかもしれない」と漏らすようになり、うつ病の症状が嵩じ自殺した。（D事件／最高裁平成12年3月24日第二小法廷判決）

◇事例2：アスベストを使った石油コンビナートの補修工事の現場監督を21年間務めていたBは、平成8年に悪性胸膜中皮腫を発症し死亡した。（K事件／東京高裁平成17年4月27日判決）

◇事例3：電気工具などの開発・販売会社のC社員（当時36歳）は昨年7月、急死した。残業が月に140時間から160時間にも及んでおり、休日出勤も常態化していた。

上記はマスコミで大きく取り上げられ、いずれも「労働災害」として認められたケースです。事例1は和解金額1億6,857万円、事例2も和解金額1,500万円（慰謝料）の判決があり、事例3は福井県労働基準監督署が過労死として労災認定しました。

まだまだ少ない「労災」認定

わが国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向にありますが、今なお年間54万人にもなっています。業種別では製造業が3万1275人で最も多く、次いで建設業の2万8414人となっており、この2業種で全体の5割を占めています。死亡災害は、2004年は1620人で過去最小を記録しました（平成17年度版厚生労働白書）。

しかし、「労働災害」であるかあいまいな事例については労働基準監督署のいろいろな調査をクリアしなければならず、認定されるまでは並大抵ではありません。最近仕事のストレスによる自殺や過重労働による災害などは認定されるようになりましたが、それでも2004年の労災補償件数は「自殺などの死亡」等で294件、「精神障害」等で130件にとどまっています。

最近注目されているアスベストによる被害についても、全てが認定されるわけではなく、訴訟に発展するケースが多いようです。しかも業務災害による死亡または重度障害等では、1億円を超える賠償金が確定した例も稀ではありません。

「賠償責任保険」「労災上積保険」の活用

企業では、より高度な労働災害未然防止策の努力を続けていますが、厚生労働省でも従業員の労働環境の安全確保は企業の責任として、意識高揚に努めています。

「労災」が起きた場合、何といたっても企業の責任が問われます。「労働基準法」に基づき災害補償が支払われますが、この「労災保険給付」は最低補償額を決めたもので十分ではありません。企業は万一の場合に備え、「使用者賠償責任保険」や「労災上積保険」に加入しておく配慮が欠かせません。

詳しくは私どもにお尋ねください。

ニーズに合った保険を選ぼう!

わが国の自動車保険は、強制保険である自賠責保険と、任意(自由意思)で加入する任意自動車保険の二種類からなっています。任意自動車保険は通常、「対人賠償保険」、「人身傷害補償保険」、「車両保険」など、内容の異なる複数の保険と「特約」を組み合わせたセット商品として販売されています。今回は、任意自動車保険にセットされている各保険について説明します。



1 事故の相手方への補償

自動車事故で、相手方に損害賠償責任を負った場合に備える保険として、①対人賠償保険(人身損害)と②対物賠償保険(物的損害)があります。

①対人賠償保険

ご契約の車による事故で他人を死傷させ、人身損害の賠償責任を負った場合に、自賠責保険の限度額を超える部分に対し保険金が支払われるものです。

②対物賠償保険

ご契約の車による事故で他人の車や物などを滅失・破損または汚損し、損害賠償責任を負った場合に、保険金が支払われるものです。

2 契約者や同乗者など、ご契約の車の搭乗者への補償

対人賠償保険では、契約者自身

や家族の損害は補償されません。自動車事故で、ご契約の車に搭乗していた契約者やその家族等(以下「搭乗者」とします)が死傷した場合に備える保険として、次のような保険があります。

①人身傷害補償保険

ご契約の車の搭乗者が事故で死傷した場合に、過失割合にかかわらず、限度額の範囲で損害の実額が支払われるものです(契約者とその家族については、他の自動車に同乗中や歩行中の事故についても保険金が支払われます)。

②搭乗者傷害保険

ご契約の車の搭乗者が事故で死傷した場合に、契約で定めた額(定額)が支払われるものです。

③自損事故保険

自損事故(相手方のない事故、相手方が損害賠償責任を負わない事故)で、ご契約の車の搭乗者が

死傷した場合に、定額が支払われるものです。

④無保険車傷害保険

任意の対人賠償保険に加入していない車等との事故で、ご契約の車の搭乗者が死傷した場合に、損害の実額が支払われるものです。

3 車の補償(車両保険)

自動車等との衝突・接触事故、火災、盗難などにより、ご契約の車に生じた損害に対し、保険金が支払われるものです。

4 注意点

以上、各保険に共通する内容についてご説明しましたが、実際に販売されている自動車保険には、様々な特約やサービスが付加されており、その内容は保険会社によって異なります。ご契約・ご更新の際は、必ずパンフレットや約款で補償内容をご確認下さい。

ご不明の点があれば、「損害保険のプロフェッショナル」である私どもにお問い合わせ下さい。

1 事故の相手方への補償		2 ご契約の車の搭乗者への補償		3 お車の補償	+αの補償
①対人賠償保険	②対物賠償保険	①人身傷害補償保険	④無保険車傷害保険	車両保険	特約
自賠責保険(強制)		②搭乗者傷害保険			
	③自損事故保険				

任意自動車保険



対人・対物付保 70%台に 平成17年度末のわが国の自動車台数は7827万台超に。保険普及率は対人・対物賠償保険が71%、70.8%と70%台にのせましたが、搭乗車傷害保険は59.6%、車両保険36.3%で一層の普及が望まれています。

「地震災害」を補償するのは「地震保険」

住まいの保険には、「火災保険」と「地震保険」があります。今回は、地震保険についてご説明します。日本全国、いつ、どこで大地震が起きてもおかしくありません。火災保険では地震・噴火・津波による火災は補償されません。これらの損害に備えるには、火災保険とセットで地震保険を契約する必要があります。

1. 公共性の高い地震保険

地震保険は、「地震保険に関する法律」に基づき、政府と損害保険会社が一体となって運営する公共性の高い保険です。したがって、地震保険の補償内容や保険料は、保険会社により異なることはありません。法律では、地震保険の目的が「被災者の生活安定に寄与すること」と定められており、生活再建の当面の資金として活用いただくこととされています。

2. 建物と家財のそれぞれに契約

地震保険は、建物と家財、それぞれの火災保険とセットで契約することができます。建物は住居として使用される建物（併用住宅含

む）が対象です。火災保険の保険期間の途中からでも契約することができます。地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。

3. 地震保険の補償内容

地震保険は、地震・噴火・津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による建物や家財の損害を補償します。地震保険は、大地震が発生して大量の住宅等に損害が発生した場合でも、保険金をできるだけ速やかに支払うことができるよう、損害の程度を3つに区分しています。建物や家財に「全損」、

「半損」、「一部損」の損害が生じたときに、それぞれの損害の程度に応じて補償されます(下表参照)。



《よくあるご質問》

賃貸住宅でも地震保険に契約できるか？

Q.賃貸住宅で地震保険を契約するにはどうすればよいですか？



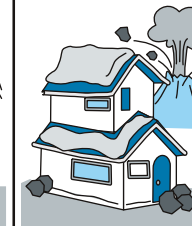
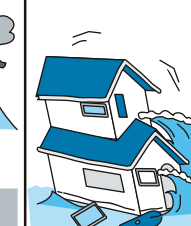
A.賃貸住宅にお住まいの場合は、家財を対象とした火災保険とセットで契約することができます。

保険料の割引制度とは？

Q.地震保険の保険料割引制度があると聞いたが、どのようなものなのか？

A.地震保険には、建物の耐震性能に応じた保険料の割引制度があります。お住まいが、1981年6月以降に新築された建物の場合には10%（建築年割引）、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を受けている建物の場合には、耐震等級（1～3等級）に応じて10%～30%の割引（耐震等級割引）が適用されます。割引制度の併用はできません。割引を受けるには、所定の確認書類が必要となります。

地震保険の補償対象となる損害事例

地震保険の補償対象となる損害事例			
			
地震による火災	地震による倒壊	噴火による埋没	津波による流失
損害の程度	全損	半損	一部損
支払われる保険金	契約金額の100% (時価が限度)	契約金額の50% (時価の50%が限度)	契約金額の5% (時価の5%が限度)



地震保険の普及高まる 阪神・淡路大震災当時(1996年)の住宅物件(住宅・生活用動産)への地震保険付帯件数は158万件でしたが、10年後の2005年には1024万件となり、この10年で2倍となりました。(損害保険料率算出機構調)

ノルディックウォーキング

フィンランドで生まれた「歩くスポーツ」



す。若い人たちには地味すぎて受けにくいようですが、運動不足を解消し、カロリー消費を高め、普段の食生活で過剰となった糖と脂肪を効率よく燃焼させてくれるのです。おまけに全身運動で筋肉が鍛えられシェイ

最近メタボリックシンドロームという言葉をよく耳にするようになりました。肥満や血糖値異常、高血圧や高脂血症などのいくつかが高くなると、動脈硬化や心筋梗塞など生活習慣病の発症可能性が高くなります。この状態のことをメタボリックシンドロームと呼ばれています。

食生活の欧米化に加え、仕事の上でもIT化などでストレスを受けやすくなってはいますが、それを発散させることなく、生活することが多くなりました。

心身をリフレッシュ

このような状況の中で、まったく新しい歩くスポーツが静かに普及し始めています。スキーのストックに似たウォーキング専用ポールを両手に持ち、ポールを押しながらか歩く。ポールからは身体を前

へ進める推進力を受け取り、下半身の筋肉に加え、普段使われることの少ない上半身の筋肉が活発に動くようになります。ポールを持つことにより、全身の90%もの筋肉が活発に運動するようになります。まるで地上でスイミングをしている感じです。多くの筋肉が運動することにより、カロリー消費は通常のウォーキング時に比べ平均20%アップします。歩く速度を速め、ポールへの力のかけ方を強くすると1時間に400kcalを燃焼させることが可能といわれています。

フィンランド生まれのこのスポーツ、ドイツではフィットネスクラブの人気コースになっていて、若い女性が瘦身目的で殺到しているそうです。

地味だが効果は抜群

日本では中高年に人気がありま

ブアップ効果も期待できます。運動中は前へ進むための推進力が得られるので、あまり疲れを感じる事はありません。この季節30分も歩けば爽快な汗がかけられる。自然の中を歩けばストレス解消と精神のバランスを回復することにも役立ちます。

専用ポールさえあれば、いつでもどこでも誰もが簡単にできるスポーツ。ただし、自分の体力に応じた運動効果を得るために、最初はインストラクターによる講習を受けてください。正しいポールの使い方、効果的な運動方法を専門のインストラクターから指導を受け、安全に運動を続けられるようになることが大切です。

国際ノルディックウォーキング協会
公認インストラクター 堀口裕彦



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成18年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で5000名を突破しました。



— 契約者・消費者のために! —

社団法人 日本損害保険代理業協会正会員

ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>